訪問介護ステーションたんぽぽ四季の森　　訪問介護料金表（１割負担用）

令和3年4月1日現在

１　訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担１割分）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">項目</td><td colspan="5">サービス１回当たりの料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体介護中心</td><td colspan="2">生活援助中心</td><td></td></tr>
<tr><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">①基本額

下段（　）内は、利用者１割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、１ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。</td><td>20分未満</td><td>184 単位
(205円)</td><td></td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>20分以上
30分未満</td><td>275 単位
(306円)</td><td>20分以上
45分未満</td><td>201 単位
(224円)</td></tr>
<tr><td>30分以上
1時間未満</td><td>436 単位
(485円)</td><td>45分以上
一律の設定です</td><td>248 単位
(276円)</td></tr>
<tr><td>1時間以上</td><td>637 単位
(708円)</td><td rowspan="2">身体介護に引き続き生活援助を行う場合所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度とする)</td><td rowspan="2">67 単位
(75円)</td></tr>
<tr><td>所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに</td><td>84 単位
(94円)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">②加算</td><td>初回加算
（１月につき）</td><td colspan="2">サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合</td><td colspan="3">200単位
(223円)</td></tr>
<tr><td>早朝・夜間加算</td><td colspan="2">早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×２５％</td></tr>
<tr><td>深夜加算</td><td colspan="2">深夜(22時～翌6時)に訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×５０％</td></tr>
<tr><td>緊急時訪問介護加算(1回につき)</td><td colspan="2">利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）</td><td colspan="3">100単位
(112円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人の訪問介護員によるサービス提供</td><td colspan="3">所定単位数の200%</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定処遇改善加算（Ⅱ）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数×4.2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7%<１単位未満の端数四捨五入></td></tr>
</table>

＊利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.9（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

２　訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用（利用者負担１割分）

項目			一月当たりの利用料金	
①基本額	訪問介護費（Ⅰ） 訪問型サービスⅠ		１週に１回程度	1,176 単位 (1,308円)
	訪問介護費（Ⅱ） 訪問型サービスⅡ		１週に２回程度	2,349 単位 (2,612円)
	訪問介護費（Ⅲ） 訪問型サービスⅢ		上記（Ⅱ）の回数の程度を 超える以上の回数	3,727 単位 (4,145円)
②加算	初回加算 （１月につき）	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合	200単位 (223円)	
	処遇改善加算（Ⅰ） （１月につき）		介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7% 〈１単位未満の端数四捨五入〉	

＊利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.9（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

３　運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（旭区の上白根町、緑区の森の台、寺山町）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道　１㎞あたり　１００円

４　通常のサービス提供を超える費用（利用者負担１０割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護サービスのケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）

訪問介護ステーションたんぽぽ四季の森（介護予防）訪問介護料金表（2割負担用）

令和3年4月1日現在

1　訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担２割分）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">項目</td><td colspan="5">サービス１回当たりの料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体介護</td><td colspan="2">生活援助</td><td></td></tr>
<tr><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">①基本額

下段（　）内は、利用者１割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、１ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。</td><td>20分未満</td><td>184 単位
(410円)</td><td></td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>20分以上
30分未満</td><td>275 単位
(612円)</td><td>20分以上
45分未満</td><td>201 単位
(448円)</td></tr>
<tr><td>30分以上
1時間未満</td><td>436 単位
(970円)</td><td>45分以上
一律の設定です</td><td>248 単位
(552円)</td></tr>
<tr><td>1時間以上</td><td>637 単位
(1,416円)</td><td rowspan="2">身体介護に引き続き生活援助を行う場合所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度とする)</td><td rowspan="2">67 単位
(149円)</td></tr>
<tr><td>所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに</td><td>84 単位
(187円)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">②加算</td><td>初回加算
（１月につき）</td><td colspan="2">サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合</td><td colspan="3">200単位
(445円)</td></tr>
<tr><td>早朝・夜間加算</td><td colspan="2">早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×２５％</td></tr>
<tr><td>深夜加算</td><td colspan="2">深夜(22時～翌6時)に
訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×５０％</td></tr>
<tr><td>緊急時訪問介護加算(1回につき)</td><td colspan="2">利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）</td><td colspan="3">100単位
(223円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人の訪問介護員によるサービス提供</td><td colspan="3">所定単位数の200%</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定処遇改善加算（Ⅱ）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数×4.2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7%<１単位未満の端数四捨五入></td></tr>
</table>

＊利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.8（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

２　訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用（利用者負担２割分）

項目		一月当たりの利用料金	
①基本額	訪問介護費（Ⅰ） 訪問型サービスⅠ	１週に１回程度	1,176 単位 (2,616円)
	訪問介護費（Ⅱ） 訪問型サービスⅡ	１週に２回程度	2,349 単位 (5,224円)
	訪問介護費（Ⅲ） 訪問型サービスⅢ	上記（Ⅱ）の回数の程度を 超える以上の回数	3,727 単位 (8,289円)
②加算	初回加算 （１月につき）	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合	200単位 (445円)
	処遇改善加算Ⅰ） （１月につき）	介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7% 〈１単位未満の端数四捨五入〉	

＊利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.8（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

３　運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（旭区の上白根町、緑区の森の台、寺山町）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道　１㎞あたり　１００円

４　通常のサービス提供を超える費用（利用者負担１０割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護サービスのケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）

訪問介護ステーションたんぽぽ四季の森（介護予防）訪問介護料金表（3割負担用）

令和3年4月1日現在

1　訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担3割分）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">項目</td><td colspan="5">サービス１回当たりの料金</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体介護</td><td colspan="2">生活援助</td><td></td></tr>
<tr><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td>所要時間及び内容</td><td>単位・利用者負担</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">①基本額

下段（　）内は、利用者１割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、１ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。</td><td>20分未満</td><td>184 単位
(615円)</td><td></td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>20分以上
30分未満</td><td>275 単位
(918円)</td><td>20分以上
45分未満</td><td>201 単位
(672円)</td></tr>
<tr><td>30分以上
1時間未満</td><td>436 単位
(1,455円)</td><td>45分以上
一律の設定です</td><td>248 単位
(828円)</td></tr>
<tr><td>1時間以上</td><td>637 単位
(2,124円)</td><td rowspan="2">身体介護に引き続き生活援助を行う場合所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度とする)</td><td rowspan="2">67 単位
(224円)</td></tr>
<tr><td>所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに</td><td>84 単位
(281円)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">②加算</td><td>初回加算
（１月につき）</td><td colspan="2">サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合</td><td colspan="3">200単位
(667円)</td></tr>
<tr><td>早朝・夜間加算</td><td colspan="2">早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×２５％</td></tr>
<tr><td>深夜加算</td><td colspan="2">深夜(22時～翌6時)に訪問した場合</td><td colspan="3">所定単位数×５０％</td></tr>
<tr><td>緊急時訪問介護加算(1回につき)</td><td colspan="2">利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）</td><td colspan="3">100単位
(336円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人の訪問介護員によるサービス提供</td><td colspan="3">所定単位数の200%</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定処遇改善加算（Ⅱ）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数×4.2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）</td><td colspan="3">介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7%<１単位未満の端数四捨五入></td></tr>
</table>

＊利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.7（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

2　訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用（利用者負担3割分）

項目		一月当たりの利用料金	
①基本額	訪問介護費（Ⅰ） 訪問型サービスⅠ	１週に１回程度	1,176 単位 (3,924円)
	訪問介護費（Ⅱ） 訪問型サービスⅡ	１週に２回程度	2,349 単位 (7,837円)
	訪問介護費（Ⅲ） 訪問型サービスⅢ	上記（Ⅱ）の回数の程度を 超える以上の回数	3,727 単位 (12,434円)
②加算	初回加算 （１月につき）	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合	200単位 (667円)
	処遇改善加算（Ⅰ） （１月につき）	介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×13.7% 〈１単位未満の端数四捨五入〉	

＊利用者負担額(2割)の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝○○円（１円未満切り捨て）
○○円－（○○円×0.7（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※11.12円は、横浜市（２級地）の地域加算

3　運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（旭区の上白根町、緑区の森の台、寺山町）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道　１㎞あたり　１００円

4　通常のサービス提供を超える費用（利用者負担１０割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （介護予防訪問介護及び横浜市訪問介護サービスのケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）